

ごみを減らしましょう ～金物ガレキ・燃える大型ごみの分別ルール～

笠松町では、偶数月に「金物・ガレキ」、奇数月に「燃える大型ごみ」を回収しています。

「資源とごみのカレンダー」で回収日を確認し、分別ルールを守って出してください。

なお、少量であっても事業活動に伴って発生したごみは町内のごみステーションに出すことはできません。

金物・ガレキ

金属、ガラス、陶器、電化製品などの燃えないもの

(例) ビデオデッキ、プリンター、自転車、フライパン、かさ、茶碗、なべ、板ガラス、スプリングマット、哺乳瓶など

燃える大型ごみ

長さ30cm超、厚さ3cm超の燃えるもの

(例) 布団、ベッドマット(スプリングマットは除く)、じゅうたん、木製家具、木の枝、ホース、バケツなどの大きめのプラスチックなど

※長い木の枝は2m程度に切りそろえ、回収しやすいよう紐でしばって出してください。

小枝や葉は袋に入れて出してください。

※金属(金物・ガレキ)と木(燃える大型ごみ)の複合物で、容易に取り外しできないものは、比率の多い方に出してください。

(例) 木製の机で脚は金属の折りたたみ机 ⇒ 燃える大型ごみ

※電源を入れて使うものは金物・ガレキに出してください。

ステーションで回収できないものの処分方法

■事業活動に伴って出たごみ

町の許可業者に依頼してください。(許可業者の連絡先は環境経済課へお問合せください)

■タイヤ、畳、ピアノ、消火器、農薬など

それぞれ取り扱っている販売店や専門業者にお問合せください。

■家電リサイクル法対象家電品

(エアコン・室外機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

リサイクル料金が必要となり、次の3つの処分方法があります。

- ①購入店など家電小売店に引き取りを依頼する
- ②町の許可業者にリサイクル料金と収集運搬料を支払い、引き取りを依頼する
- ③郵便局でリサイクル券を購入し、ご自身で指定引取場所(西濃運輸六条倉庫または佐川急便岐阜店)へ持ち込む

■家庭用パソコン

環境経済課で家庭用パソコンの回収を行っています。

※ただし、ノートパソコン、デスクトップパソコン本体、液晶ディスプレイのみ

【問 合 先】環境経済課 ☎388-1114